

2008年3月27日

各 位

会 社 名 富士電機ホールディングス株式会社
 代 表 者 取締役社長 伊藤 晴夫
 (コード番号6504 東証・大証・名証第一部、福証)
 問合せ先 経営企画担当ゼネラルマネージャー 南 浩一
 TEL. 03 - 5435 - 7213

会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針の改訂(第2回)のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に規定する体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針の改訂を決議しましたので、お知らせします。

・改訂の趣旨

当社は富士電機グループの持株会社として、グループ全体の内部統制システムについて不断の見直しによって、グループを取り巻く社会的要請に迅速かつ的確に応えるとともに、継続的に改善を図ることとしております。

上記の考え方にに基づき、今般、以下の趣旨により、基本方針の一部を改訂しました。

(ご参考) 当社の基本方針の制定・改定経緯

制 定 : 2006年5月16日

第1次改定 : 2007年4月26日

趣 旨 : 「富士電機グループコンプライアンス規程」の制定に伴い、基本方針のコンプライアンス体制の確立・推進に関する項目のなかに、当該規程を追加しました。

・持株会社および事業会社の取締役の選任等に関する方針変更(後記P.2(1)のゴシック下線部)

富士電機グループは、2003年10月に純粋持株会社制に移行し、経営監督機能と事業執行機能とを分離することによって執行権限と責任の明確化を図るとともに、事業特性や環境変化に即した機動的かつスピーディーな運営体制といたしました。

今後、中期経営計画の最終年度の2008年度、さらにその先の将来において当社グループが持続的発展を果たすためには、市場環境の変化への対応スピードをさらに高めることが求められ、経営体制についても、高収益分野のさらなる伸長と低収益分野の構造改革、新事業の創出といったグループ戦略を求心力をもって迅速に推進する体制が必要と考えます。

こうした認識に基づき、持株会社および持株会社の取締役選任について、本方針においては「事業会社取締役は持株会社取締役を兼任しない」としていましたが、各事業セグメントの執行責任者である中核事業会社社長を、株主総会のご承認を得たうえで持株会社取締役に選任することといたします。

これによりグループ戦略の強化、内部統制や環境問題などの将来課題への取り組み強化、持株会社取締役会の事業執行に対する監督機能の強化や、当社グループのステークホルダーの皆様に対する事業執行に関する説明責任の強化を図ってまいります。

・反社会的勢力排除の明確化(後記P.3(1)のゴシック下線部)

当社グループは、かねてより反社会的勢力との絶縁を宣言しておりますが、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日 内閣府犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)における、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付ける必要があるとの提言を踏まえ、本方針に明記するものです。

・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制整備（後記P.4 (5)のゴシック下線部）

本年4月1日より金融商品取引法に規定する内部統制報告制度が施行されることに伴い、当社グループの財務報告の適正性確保に向けた体制の整備について、新たに定めるものです。

・会社法の適用を受けるすべてのグループ会社における内部統制方針の決定および実効性の確保

（後記P.4 (6) のゴシック下線部）

内部統制システムの整備に関する基本方針の決定は、会社法上、大会社に義務付けるものですが、当社グループにおきましては、会社法の適用を受けるすべてのグループ会社の方針決定を求めておりますので、その旨と持株会社である当社はグループ会社の基本方針の実効性の確保を図る旨を明記するものです。

・改定後の内部統制システムの整備に関する基本方針（全文）

1. 目 的

富士電機グループは、地球社会の良き企業市民として、地域・顧客・パートナー等、当社のステークホルダーとの信頼関係を深めながら、先進的な環境配慮や時代をリードする技術革新等に取り組み、社会的有用性のある製品・事業の提供によって顧客満足の提供、社会への貢献を行い、それらを通じて、グループ企業価値の最大化を追求し、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針とする。

この経営の基本方針を具現化するため、当社は富士電機グループの持株会社として、グループ全体にわたる業務の適正を確保するための体制の整備を図る。

2. 当社および富士電機グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

富士電機グループの経営体制は、グループ内の経営・監督機能と事業執行機能とを完全に分離し、各々の責任と権限を明確にし、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、純粋持株会社制を採用し、経営・監督機能を担う持株会社（当社）と事業執行機能を担う事業会社における機関体制を次のとおりとする。

- 機関設計は、純粋持株会社制により、経営・監督機能と、事業執行機能の分離が図られていることから、監査役設置型を採用する。
- 持株会社、事業会社各々の責任と権限の明確化のため、持株会社取締役と中核事業会社取締役は原則として兼任を行わない。
但し、中核事業会社社長については、グループ戦略の強化、将来課題（内部統制、環境問題等）への取組強化、事業執行に対する監督機能の強化を図り、意思決定のスピードを速めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任の強化を図るため、株主総会の承認を得て持株会社取締役に選任する。
- 経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、グループ会社の取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会までとする。
- 当社の事業会社に対する監査の実効性を確保するため、当社の常勤監査役を中核事業会社の監査役に選任する。

当社およびグループ各社の経営者は、社員に対し、富士電機グループ共通の経営理念、および全役職員の行動規範である「富士電機グループ企業行動憲章」の精神を繰り返し説き、その徹底を図る。

「富士電機グループコンプライアンス規程」および「富士電機グループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。

- 当社の代表取締役が委員長を務める「富士電機グループ遵法推進委員会」にて、富士電機グループを取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
- 規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確とした「富士電機グループ・コンプライアンス・プログラム」を制定し、年間計画に基づき実施する。
- グループ会社の全常勤役員は「関係会社取締役コンプライアンス研修」または「監査役法務研修」に参加する。
- 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、グループ各社の使用人から持株会社である当社の社長への通報を容易にする「企業倫理ヘルプライン」により、法令、定款、グループまたは社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。
- 上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

当社および各中核事業会社に設置した各社の社長直轄の内部監査部門が、所管の子会社を含めた内部監査を実施する。またグループ全体の内部監査の実効性を確保するため、当社および各中核事業会社の内部監査部門から構成される「グループ監査審議会」ならびに主要グループ各社の内部監査部門から構成される「富士電機グループ内部監査部会」にて、各々の活動内容の共有化等を図る。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

富士電機グループの重要な業務執行に係る記録等をグループ各社において確実に保存、管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証するため「富士電機グループ文書管理規程」を制定する。当該規程において、当該記録等の保存および保管に係る責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては当社の監査役と事前に協議する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

富士電機グループの事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため「富士電機グループリスク管理規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は自らが担当する事業部門（所管の子会社を含む）において適切なリスク管理体制を整備する。また、グループ横断的な特定のリスクについては、リスク毎に当社の担当部署を定め、グループ全体としてリスク管理体制を整備する。

当社の内部監査部門は、各中核事業会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を当社の社長に報告する。

「富士電機グループ緊急時対応要領」に基づき、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会決議に基づく取締役の業務執行担当、取締役会規則および「富士電機グループ運営規程」により、グループ内の業務執行に係る意思決定に関する権限と責任を明確にする。

当社社長の諮問機関として、当社の常勤取締役、各中核事業会社の社長等から構成される常設機関「エグゼクティブコミッティ」にて、グループ経営に関する重要事項の審議、報告を行う。当社の代表取締役は、エグゼクティブコミッティにおける審議または報告の概要を、当社の取締役会に報告する。

各年度および中期のグループ全体の経営計画を策定し、グループ内における共有化を図るとともに、毎月、エグゼクティブコミッティおよび当社の取締役会にて事業部門毎に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

(5)財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める当社および富士電機グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士電機グループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

(6)当社および富士電機グループにおける業務の適正を確保するための体制

「富士電機グループ運営規程」に基づき、純粋持株会社制の下でグループ各社が担うべき役割を明確にし、グループとして最適運営を図る。

当社は富士電機グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、上記の各項目のとおり、富士電機グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図る。

また、当社は、グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務執行において必要に応じて内部監査部門または経営企画部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は当該補助業務を取締役の指揮命令から独立して行う。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため「取締役および使用人の監査役に対する報告等に関する規程」を制定する。当該規程において、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、取締役の職務の執行に係る情報収集を可能とする具体的手段を定める。

(9)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は積極的に社外監査役を招聘するとともに、上記(1)のとおり、当社の常勤監査役を中核事業会社の監査役に選任し、持株会社である当社の監査の実効性の確保を図る。

当社および中核事業会社の監査役から構成される「富士電機グループ監査役会」、ならびにグループ内の会社法上の大会社の監査役から構成される「富士電機グループ監査役協議会」において、監査に係るグループ共通方針の共有化等を図るとともに、当社および中核事業会社の監査役、内部監査部門および会計監査人から構成される「監査連絡会」において、各監査機能の連携強化を図り、グループ全体の監査の実効性の確保を図る。

以 上